

第四期特定健康診査等実施計画

日本金属健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 27 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】

No.1	・疾病別の医療費では従来より新生物が医療費の最上位にありその傾向は改善していない ・医療費の合計は令和3年に急増しその後も高止まりしている	➔	・人間ドックなどの各種健診に併せたがん検診の受診率を向上させる必要がある ・要精密検査者や要治療者の再受診率を向上させる必要がある
No.2	・年齢別の医療費では40歳代から増え始め50歳代前半が最も多い ・65歳以上の医療費が年々増え続け令和4年度では前年比で約倍増した	➔	・若い世代の健康意識をより醸成し先々の疾病予防つなげる必要がある ・組合運営上65歳以上の医療費を抑制することは目下の急務である
No.3	・生活習慣病関連では従来より糖尿病と高血圧症が上位にありその傾向は改善していない ・足下では脳血管疾患の医療費が急増しており令和4年度には糖尿病にせまる勢い	➔	・糖尿病や高血圧症のリスク保有者に対し生活習慣を改めさせる必要がある ・喫煙者が比較的多い傾向にあることからリスクを認識させる必要がある
No.4	・特定健康診査の受診率は高い水準を維持しているものの特定保健指導の受診率は著しく低い ・被扶養者の特定健康診査受診率は7割程度で推移しており横ばいの状態である	➔	・特定保健指導は生活習慣病等の疾病予防に寄与することを対象者に理解させる必要がある ・被扶養者の特定健康診査受診率を被保険者並みに上昇させる必要がある

基本的な考え方（任意）

特定健康診査

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

特定保健指導

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

受診率のスパイラルアップ

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標						
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	20.5 %	20.2 %	19.9 %	19.6 %	19.3 %	19.0 %
アウトプット指標						
特定健診実施率	97.1 %	97.1 %	97.3 %	97.4 %	97.4 %	97.6 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所ごとに対象者全員受診に向け、当組合と共同で受診状況を確認する	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

受診率のスパイラルアップ

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標						
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	10.4 %	10.3 %	10.2 %	10.1 %	10.0 %	9.9 %
アウトプット指標						
特定健診実施率	65.2 %	65.6 %	66.1 %	66.5 %	67.0 %	67.4 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
人間ドック補助の他、巡回・施設型健診の案内及びハガキ・電話での受診勧奨実施する	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

3 事業名

特定保健指導

対応する健康課題番号

No.4

事業の概要

対象

対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者

方法

-

体制

-

事業目標

受診率の向上

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	23.0 %	22.7 %	22.4 %	22.1 %	21.8 %	21.5 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	11.8 %	20.0 %	30.2 %	40.0 %	50.3 %	60.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
各健診機関での健診当日の特定保健指導実施及び一部事業所にて就業時間内に実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値	全体	811 / 908 = 89.3 %	815 / 911 = 89.5 %	820 / 914 = 89.7 %	825 / 917 = 90.0 %	829 / 920 = 90.1 %	835 / 924 = 90.4 %
		被保険者	667 / 687 = 97.1 %	670 / 690 = 97.1 %	674 / 693 = 97.3 %	678 / 696 = 97.4 %	681 / 699 = 97.4 %	686 / 703 = 97.6 %
		被扶養者 ※3	144 / 221 = 65.2 %	145 / 221 = 65.6 %	146 / 221 = 66.1 %	147 / 221 = 66.5 %	148 / 221 = 67.0 %	149 / 221 = 67.4 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体	25 / 212 = 11.8 %	42 / 210 = 20.0 %	62 / 205 = 30.2 %	80 / 200 = 40.0 %	98 / 195 = 50.3 %	114 / 190 = 60.0 %
		動機付け支援	10 / 85 = 11.8 %	17 / 84 = 20.2 %	25 / 82 = 30.5 %	32 / 80 = 40.0 %	39 / 78 = 50.0 %	46 / 76 = 60.5 %
		積極的支援	15 / 127 = 11.8 %	25 / 126 = 19.8 %	37 / 123 = 30.1 %	48 / 120 = 40.0 %	59 / 117 = 50.4 %	68 / 114 = 59.6 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※ 1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※ 2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※ 3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

適宜状況を把握し、必要に応じ改善を図りながら目標達成に努める。

特定健康診査等の実施方法

- 実施場所は、被保険者の特定健康診査は、人間ドックまたは生活習慣病健診に併せ実施、被扶養者等は、人間ドック、巡回健診または施設型健診に併せ実施する。
また、特定保健指導は、一部被保険者については事業所内で就業時間内に実施、その他の対象者については保険指導を行える外部機関に委託して実施する。
- 実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている項目とする。
- 実施時期は、通年とする。
- 委託の有無について、特定健康診査、特定保健指導いずれも外部機関に委託する。
- 周知案内について、人間ドック・生活習慣病健診に併せた特定健康診査は事業主を通じて行い、巡回健診または施設型健診は個別に行う。
- データの受領方法は、いずれも委託先の外部機関より受領する。
- 特定保健指導の対象者について、必要に応じ委託外部機関の協力を得て重点化を行う。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3 から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

- 当健康保険組合は、日本金属健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。
- 当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- 当健康保険組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所への配布及び当健康保険組合の掲示板に掲載することにより行う。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

令和8年度に3年間の評価を行うとともに、目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合、内容を見直すこととする。